

別添

国庫補助対象合併処理浄化槽の施工に関する審査について（解説）

I 提出写真について

【写真 1】 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真

【審査のポイント】

浄化槽設備士が工事を実地に監督しているか。または自ら工事を行っているか。

【解説】

(法令等)

<浄化槽法>

第 29 条

3 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行うときは、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。ただし、これらの者が自ら浄化槽工事を行う場合は、この限りではない。

4 浄化槽設備士は、その職務を行うときは、建設省令で定める浄化槽設備士証を携帯していなければならない。

第 30 条 浄化槽工事業者は、建設省令で定めるところにより、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の建設省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

<浄化槽工事業に係る登録等に関する省令>

第 9 条 法第 30 条の規定により浄化槽工事業者が掲げる標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名または名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録番号及び登録年月日
- 三 浄化槽設備士の氏名

2 法第 30 条の規定により浄化槽工事業者が掲げる標識は、別記様式第 8 号によるものとする。

3 法第 33 条第 2 項の規定により浄化槽工事業者とみなされた者（以下「特例浄化槽工事業者」という。）については、前 2 項の規定は、第 1 項第二号中「登録番号及び登録年月日」とあるのは「届出番号及び届出年月日」と、前項中「別記様式第 8 号」とあるのは「別記様式第 9 号」と読み替えて適用する。

別記様式第 8 号（第 9 条関係）

← 40センチメートル以上 →		↑ 35 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 ↓
浄化槽工事業者登録票		
氏名又は名称		
代表者の氏名		
登録番号	知事（登）第 号	
登録年月日	年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

別記様式第9号（第9条関係）

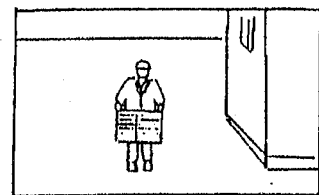
40センチメートル以上		↑ 35 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 ↓
浄化槽工事業者届出済票		
氏名又は名称		
代表者の氏名		
届出番号	知事（届）第 号	
届出年月日	年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

【写真のポイント】

この写真では、当該浄化槽の設置場所で、浄化槽設備士が実地に作業に当たっていることが分かる写真を写すことがポイントとなる。浄化槽設備士が、正面を向いて、上記の標識を掲げ、背景に工事を行う場所（設置予定地）の周辺状況（地面、家屋等）とともに写っていること。



写真—1

なお、標識板の記載事項が判読できることが望ましい。

【写真2】基礎工事の状況を示す写真

【審査のポイント】

栗石地業及びすてコンクリートを打っているか。

【解説】

（作業内容について）

- ①掘削後、栗石地業を行い、十分につき固める。
- ②その上にすてコンクリートを水平に打ち、所定の深さとする。
- ③十分な養生の期間をとる。

（法令等）

＜浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令＞

第1条

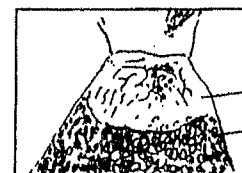
- 六 基礎工事は、地盤の状況に応じて、基礎の沈下又は変形が生じないように行うこと。
- 七 基礎の状況等に関する記録を作成すること。
- 八 コンクリートの打ち込みは、打上がり均質で密実になるように行い、かつ、所要の強度になるまで適切に養生すること。

【写真のポイント】

不等沈下防止のための基礎工事を行ったことが分かる写真を残す。

＜1枚だけで写す場合には＞

栗石地業を行った後、すてコンクリートを打っている所の写真を写す。

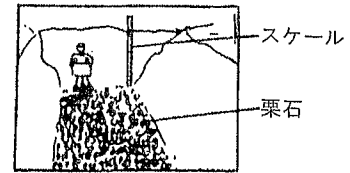


すてコンクリート
栗石

写真—2の1
1枚だけの写真

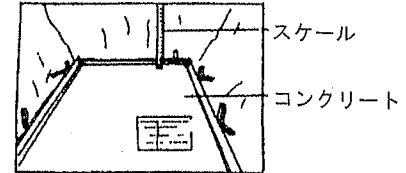
< 2枚に分けて写す場合には >

1枚目の写真 栗石地業を行ったこと
の分かる写真、すなわち栗石のつき固めが
終了後、深さの分かるスケールととも
に写す。



写真—2の2
栗石地業

2枚目の写真 コンクリートを打った写
真すなわち、コンクリート厚の分かる
スケールとともに写す。



写真—2の3
コンクリート養生後

【写真3】据付工事の状況を示す写真

【審査のポイント】

水張りを行い、水平を保ちつつ、水じめ及び突き固めを行っているか。

【解説】

(作業内容について)

- ①据付時には、石などを落とさないように静かに本体を吊りおろし、流入管底や放流管底のレベル及び本体の水平の確認を行う。
- ②埋め戻しの前に水張りを行うことは、次のような理由から必ず行わなければならない。
 - ア 水張りにより、槽本体を安定化させ、埋め戻しの際に本体が据え付け位置からずれたり、水平が狂うことを防止する。
 - イ 水張りにより、埋め戻しの際の土圧により生じる本体及び内部設備に変形等が生じるおそれを防ぐ。
 - ウ 水張りにより、水準目安線等から水平を確認する。なお、水張りの途中であってもア、イ、ウの要件を満たせば③の埋め戻しの作業に入っても差し支えない。
- ③石などの混入していない良質の土砂等を用いて周囲を均等に埋め戻す。埋め戻しの際には、水じめおよびつき固めの作業を何回かに分けて行う。

FRP製浄化槽は本体の中央部がふくれた形のものが多く、まず、下半分を完全に水じめによってつき固め、その後同様に上半分の埋め戻しを行う。このような注意を怠ると、下部に空隙を生じ、不等沈下や破損の原因となる。

(法令等)

< 浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令 >

第1条

5. ニ 埋戻しを行う場合においては、浄化槽内に異物が入らないように行うとともに、十分な締固めを行うこと。

ホ 法第13条第1項又は第2項の認定を受けた浄化槽の埋戻しは、浄化槽の水平を確認しつつ行うこと。

【写真のポイント】

水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しの作業を行っている事が分かる写真を残す。

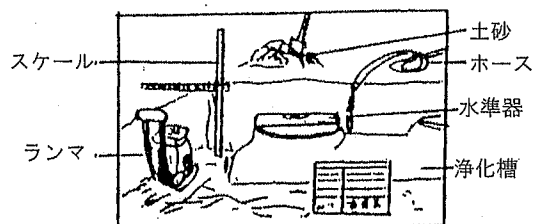
そのためには、以下の道具等が写っていることが必要である。

ア 本体の水平を確認するための水準器（これに代えて、水準目安線や越流せき、流入、放流、移流管等の状況を浄化槽設備士等が確認していることを写した別の写真でも良い）

イ 埋め戻しの高さを示すスケール

ウ 水張り及び水じめに用いるホース

エ つき固め用の器具（つき棒、ランマー等）
および埋め戻しに用いている土砂（本体をきずつけるおそれのある石などがはいついていない土砂）。



写真—3

【写真4】かさ上げの状況を示す写真

【審査のポイント】

バルブ操作などの維持管理を容易に行うことができるか。

【解説】

浄化槽本体までの導入管が長いと勾配を確保するために槽を深埋めする必要がある。その際にマンホール蓋と本体との間にマンホールカラーを用いて、マンホール蓋のかさ上げを行うことになる。かさ上げの高さは、以下の要因から制約をうける。

ア 保守点検時に、バルブ等の操作や、薬剤の補充を行えるように、確実に手が届くこと。

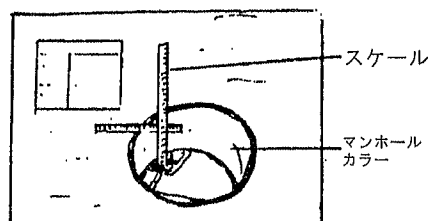
イ 槽内の外観（スカムの発生状況、接触ばっ気槽の水流、移流管等）が目視による点検が可能なこと。

ウ 深埋めによって、より大きな土圧がかかり、本体及び内部設備の変形破損を生じるおそれがないこと。

維持管理を容易に行うことができるかさ上げの高さは、マンホールの大きさやバルブの位置などによって異なるが、ア、イ、ウを考慮すると、当面おおむね30 cm以内とすることが適当と考えられる。なお、30 cm以上とならざるを得ない場合には、ピット構造とする等の対策がいる。

【写真のポイント】

マンホール蓋の高さから、バルブ等の操作が可能であるかが分かる写真を残す。そのためには、バルブの上端からマンホール蓋までの距離が分かるように、スケールをあてた写真を写す。



写真—4